

温故知新

【461】

消防団員として40年

國安 俊雄 さん



くにやす としおさん／昭和6年6月、津別町生まれ／85歳／本岐在住

「自分たちの住む地域は自分たちが守る。そんな思いから、私が若い頃は近所の若者の多くが消防団に入っていました」と話すのは、本岐の津別消防団第3分団員として、また同分団長として長く地域の安全に尽くしてこられた國安俊雄さん。昨年行われた津別消防団100年記念式典では、消防功労表彰を受

けました。本岐で雑貨や食品、酒類販売などを営む「國安商店」の三代目として生まれた國安さんは、本岐小学校から旧制北見中学（現・北見北斗高等学校）に進学します。同校卒業後はすぐに家業に就き、昨年6月にのれんを下ろすまで、60年以上にわたり地域住民の身近な店を守ってきました。昭和20年代、30年代のころは周辺の農家に焼酎の甕（かめ）を届けたり、沼沢、布川、大昭など各地にあった造材現場の宿舎に何ケースものビールを配達するのが日課で、商売は繁盛しました。昭和35年から始まった酒類の小売価格自由化の際、管内でいち早く割引価格での販売を始めるなど、消費者に喜ばれる店として奮闘しました。家業に励む一方、昭和27年に消防団に入団した國安さんは、日ごろの訓練や火災発生の際の消火活動に出勤します。「このあたりは製材工場なども多く、火事は今より多かったと思います。消火栓の整備が進む前は、近くを流れる川からポンプで水を汲み上げる方式で、特に冬場は大変でした」と、若き日の消火活動を振り返ります。時には行方不明者の捜索のため、山や川に分け入ることもあったそうです。昭和62年から平成4年まで第3分団の分団長を務めて勇退した國安さんは、今も津別消防団の後援会に入っており、後輩たちを陰から支えています。

青春

くろーずあつぷ

今年3月に高校を卒業し、津別町役場に勤めている新人職員佐藤元輝さん。産業振興課農政グループに所属し、町有牧場の管理や畜産関係の業務などを担当しています。津別町出身の佐藤さんは、津別中学校から北見緑陵高等学校に進学。卒業後の進路として役場を志望したのは、小学生のときから続けているソフトテニスの練習や大会の際に町の世話になる機会が多く、仕事を通じて地元

役に立ちたいという思いから。「今の時期は、牛の検査やそれに伴う町有牧場への入牧・帰牧など、現場での業務が多くなっています。まだ分からないことばかりですが、先輩たちの仕事ぶりを見習って、信頼される職員になりたいと思います」と抱負を語る佐藤さん。ソフトテニスでは、高校時代に全道大会の団体戦ベスト4に入った実績があり、今も休日などには小中学生のコーチを務めています。



さとう げんきさん／平成10年3月生まれ、津別町役場勤務

先輩たちを見習って信頼される職員に
佐藤 元輝 さん

食生活指針が一部改定になりました



文部科学省、厚生労働省、農林水産省策定の『食生活指針』が6月に16年ぶりに一部改定されました。『食生活指針』は日本人の平均寿命が延びることが予測される一方、生活習慣病の増加が問題となっており、食事や運動などの生活習慣を見直し、病気の発症の予防と重症化の予防、高齢者の低栄養予防が目的となっています。

食生活指針（10項目） ※上から重点項目の順番になっています。

- ①食事を楽しみましょう。
- ②1日の食事のリズムから、健やかな生活リズムを。
- ③適度な運動とバランスのよい食事で、適正体重の維持を。
- ④主食、主菜、副菜を基本に、食事のバランスを。
- ⑤ごはんなどの穀類をしっかり。
- ⑥野菜・果物、牛乳・乳製品、豆類、魚なども組み合わせる。
- ⑦食塩は控えめに、脂肪は質と量を考える。
- ⑧日本の食文化や地域の産物を生かし、郷土の味の継承を。
- ⑨食料資源を大切に、無駄や廃棄の少ない食生活を。
- ⑩「食」に関する理解を深め、食生活を見直してみよう。

野菜を食べよう、1日350g!
野菜を知ろう：先月の野菜は、かぶでした。今月はこのあたりの地域で多く生産されている野菜で、血液サラサラになるケルセチンという成分が豊富な、切ると涙を流しやすい野菜といえ

脂質を知ろう『油断大敵教室』を開催します

6月は糖質について勉強しました。第3弾は脂質についてです。油の種類について知りたい方、血中脂質が気になる方、一緒に脂質について考えてみませんか？

日時 10月18日（火）、10月25日（火）
午後7時から1時間程度 場所 町民会館

内容	《1回目》 10月18日(火)	脂質の役割、脂質の種類を知る 食品の脂質の量を知る
	《2回目》 10月25日(火)	LDLコレステロールを減らす 食事を考える

参加費 無料 どちらか1回の参加も出来ます。
持ち物 筆記用具 申込締切 10月13日（木）
申込先 保健福祉課 健康医療グループ
☎76-2151（内線231）

暮らしを支える 税 町道民税の特別徴収（給与天引き）について

町道民税の納め方は、本人が納付書（または口座振替）で納める普通徴収と、事業主が本人の給与から町道民税分を予め天引きしておき、替わって納める特別徴収があります（年金所得者には年金から徴収する制度もあります）。普通徴収は1年分の税額を、4回に分けて納めます。特別徴収は1年分の税額を、12回に分けて給与から天引きします。

特別徴収の方が、1回あたりの負担額が少なく、しかも納税者の手間は全くありませんので、普通徴収に比べても有利な制度になっています。特別徴収を希望される方は、勤め先へご確認ください。《事業主の方へお願い》

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、従業員（納税義務者）の町道民税を特別徴収することが法律（地方税法及び町税条例）により義務づけられています。

特別徴収を開始するには、給与報告書を町に提出（毎年1月末日限）する時に、特別徴収分として提出ください。翌年度から特別徴収を開始いたします。また、給与からの天引き額は、あらかじめ町で計算して事業主の方へ通知しますので、所得税のように、毎回計算する必要はありません。さらに、11月までなら、年度途中からでも特別徴収を開始できます。特別徴収を行っていない事業主の方には、ぜひ特別徴収の導入をご検討願います。